

令和6年度東京都税制調査会
第1回 小委員会

【テーマⅡ】

個人住民税の現年課税化について

令和6年5月30日

「個人住民税の現年課税化の在り方に関する 議論のまとめ」(分科会)の概要

個人住民税の現年課税化の在り方に関する分科会

1 設置趣旨

将来を見据えた個人住民税の現年課税化の在り方について検討を行うことを目的として設置

2 委員

◎諸 富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
石 井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
鴨 田 和 恵	東京税理士会副会長

◎は分科会長

3 検討の経緯

令和4年8月	令和4年度第3回小委員会において設置
令和4年12月	分科会の開催、事業者・区市町村へのヒアリング
）	
令和6年2月	
令和6年3月	議論のとりまとめ

本分科会の経緯

個人住民税の現年課税化については、国や関係団体においても長きにわたり議論・検討されているが、特別徴収義務者（事業者）や市町村の事務負担という課題等により実現には至っていない。その大きな解決策としてデジタル化の推進が期待されている中、ここ数年、税務手続きや税務事務においてもデジタル技術が大幅に向上しマイナンバー法も整備された。このデジタル化の進展を、現年課税化実現への転換期と捉え、関係団体へヒアリングを行いながら「個人住民税の現年課税化の在り方」を検討した。

現年課税化の意義

※「現年課税化」とは、所得発生分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定し、徴収することとする。

■ 制度の在り方

- 本来、所得課税においては、**所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい**、とされている。

出典「長期税制のあり方についての答申（昭和43年7月政府税制調査会）」「個人所得課税に関する論点整理（平成17年6月政府税制調査会）」

■ 現年課税化による効果

- ・ 所得発生時点と納税の時点を近づける。
- ・ 収入発生時に税を徴収する。
- ・ リアルタイムの所得情報・還付先口座を把握する。

これらの
実現により、



- ☑ 前年より**所得が減少した者の負担感が減少**する。
- ☑ **納税者にとって分かりやすく納税しやすい**。
- ☑ 生活困窮者等への**迅速かつ適切な給付等の実現に寄与**する。

■ 時代の変化による現年課税化の必要性

○ 働き方の多様化・雇用の流動化による収入の変動・不安定さ

- ・ 非正規雇用者の増加
- ・ 多様な正社員制度、年功型賃金体系の崩れ
- ・ 育児休業等取得の推進による取得者の増加

○ 課税の公平性の確保

- ・ 外国人労働者の増加… 賦課期日**直前**の帰国者に課税ができない、
賦課期日**後**の帰国者の徴税が困難など

個人住民税の現年課税化にかかるこれまでの報告

【R 1】事務負担の軽減を念頭に、IT化の状況も踏まえつつ、早期実現に向けた検討を進めていくべき

- 翌年課税は、課税・納税のタイムラグが生じており、納税者の負担感、賦課期日前の海外転居や帰国による課税の困難などが問題
- 現年課税化に向けては、特別徴収義務者（事業者）・納税者・市町村の事務負担を軽減する仕組みが不可欠
- マイナンバーカードの普及、企業のIT化の状況等を踏まえつつ、現場の声を聞きながら早期実現に向けた検討を進めていくべき

【R 2】ポストコロナを見据え、具体化に向けた検討を加速させていくべき

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、急激に収入が減った者や不安定になる者への負担感は増加傾向
- 国は、長期にわたり検討を続け、課題を挙げているが、ポストコロナを見据え、具体化に向けた検討を加速させるべき

【R 3】納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、早期実現に向けた検討をすべき

- 納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、個人住民税を現年課税化することが望ましい
- 課税・徴収についてデジタル化を図り、現年課税化の早期実現に向けた検討を進めていくべき

【R 4】制度そのものの在り方や、デジタル技術の活用等について検討を進めていくべき

- 所得税と異なり課税・納税のタイムラグが生じるため、前年に比べて収入が減った場合、納税者にとって負担感が大きい
- 制度そのものの在り方や、デジタル技術の活用等について検討を進めていくべき

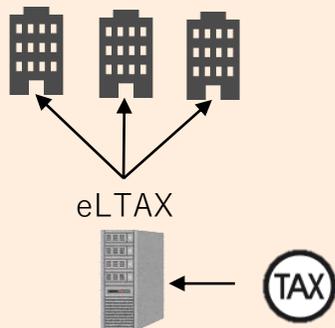
本分科会での検討事項

- 個人住民税の現年課税化等の実現に向け、**制度そのものの在り方や、デジタル技術等の活用等について検討**

これまで政府税制調査会や総務省の検討会等で行われた検討を継承しつつ、マイナンバー法の施行、eLTAXの機能拡張、最新のデジタル技術等の動向も踏まえ、関連する諸課題について議論を深め、**利害関係者の意見にも考慮したうえで、より具体的で実現可能性の高い課税方式の提示**を目指す。

共通納税システム

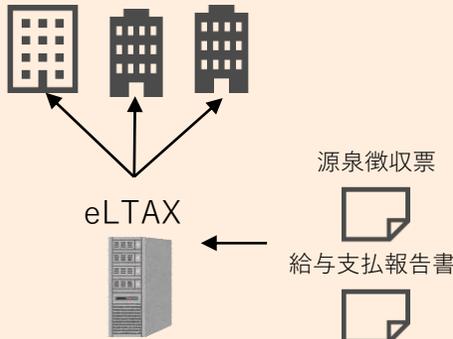
都道府県・市町村



eLTAXを通じて
複数自治体へ一括納付が可能
国税との連携はない

電子的提出の一元化

税務署・都道府県・市町村



1か所(eLTAX)への提出で
国と自治体間への振り分けが可能
e-Taxでは、地方への振り分け不可

マイナンバーカード
普及率

73%

(令和5年12月31日時点)

給与支払報告書の
電子的提出

64.5%

(令和4年)

給与支払報告書等の電子的提出対象拡大

100枚以上

30枚以上



申告へ自動反映できる対象者増

現在

令和6年度

令和9年度

マイナポータルとの連携情報の対象拡大

自動入力の対象

(対応済み)	ふるさと納税	生命保険	地震保険
	株式の特定口座	住宅ローン控除関係	
(R5.1~)	医療費	国民年金保険料	
	公的年金等の源泉徴収票		
(R6.1~予定)	iDeCo	小規模企業共済等掛金	
(R6.2~予定)	給与所得の源泉徴収票		

自動入力対象が
拡大することで、
簡易な申告制度
実現に前進

「日本版記入済み申告書」

～書かない確定申告～

- ① マイナポータルからログイン
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告

簡易な申告制度が実現する



本分科会で検討した課税方式

◆ 本分科会では、総務省が提案している「所得税方式」と「市町村精算方式」について検討後、税務事務のデジタル化の現状と今後のビジョンを踏まえ、各方式が抱える課題を解消しうる「共通システム方式」を3パターン提案し、検討を行った。

個人住民税の課税方式《給与所得者の場合》

		源泉徴収	年末調整	精算事務	税額確定	方式	納税義務者の市町村への申告	提案元
現行方式	<ul style="list-style-type: none"> ■前年所得に基づき市町村が税額を確定する賦課課税 ■市町村の通知を基に事業者が毎月の給与から特別徴収 ■所得税のような年末調整（精算）は不要 	事業者が特別徴収	—	—	市町村	賦課課税	なし	—
所得税方式 (案1)	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者が所得税と同様に源泉徴収と年末調整を行う ■年末調整時に超過課税等の自治体の独自事項を反映 	事業者	事業者	—	事業者	賦課課税	なし	総務省
市町村精算方式 (案2)	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者が所得税と同様に源泉徴収を行う ■市町村が税額確定と精算を行う 	事業者	—	市町村	市町村	賦課課税	あり	総務省
共通システム方式 (案3の①)	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事業者が所得税と同様に住民税も源泉徴収を行う ■事業者・市町村・納税者の間に共通システムが介在し精算 <p>【個別事項】</p> <p>〈案3の①〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の年末調整は事業者が実施 ・事業者が作成する給与支払報告書を基に市町村が税額を確定 	事業者	— ※所得税は必要	システム	市町村	賦課課税	なし	都税調
共通システム方式 (案3の②)	<p>〈案3の②〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の年末調整は事業者が実施 ・事業者が作成する給与支払報告書を基に市町村が税額を確定 	事業者	— ※所得税も不要	システム	市町村	賦課課税 ※所得税も同様	なし	都税調
共通システム方式 (案3の③)	<p>〈案3の③〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税・個人住民税ともに年末調整が不要 ・課税庁がシステムから各種情報を入手し税額を確定 ・所得税・個人住民税ともに年末調整が不要 ・自動入力される簡易な確定申告に一本化 	事業者	—	システム	納税者	申告納税	あり ※確定申告でワンストップ化	都税調

各方式のメリットと課題

	メリット○ と 課題×		
	事業者	区市町村	納税者
共通	<ul style="list-style-type: none"> × 源泉徴収の実施による精算業務の発生 ○ 前年より所得が減少した者の負担感が減少 ○ 所得税同様に現年徴収することで分かりやすく納税がしやすい 		
所得税方式 (案1)	<ul style="list-style-type: none"> × (所得税に加え) 年末調整が必要 × 短期間での膨大な事務処理 × 毎年の改正事項の正確な理解 	(現行方式と変わらず)	(現行方式と変わらず)
市町村精算方式 (案2)	(現行方式と変わらず)	<ul style="list-style-type: none"> × 大量の還付・追徴事務の発生 × 還付手数料・通知の郵送料等の経費 × 還付口座情報の把握 × 翌年度精算となり会計年度がまたがる 	<ul style="list-style-type: none"> × 年末調整のための申告 × 還付金受取口座の届出 × 退職者の精算が困難
共通システム方式 (案3の①)	<ul style="list-style-type: none"> × 所得税の年末調整は残る 	<ul style="list-style-type: none"> × 翌年度精算となり会計年度がまたがる ○ 還付事務のシステム化(口座情報の自動反映等)により税額確定に係る業務が削減 	(現行方式と変わらず)
共通システム方式 (案3の②)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税・住民税ともに年末調整が不要 	<ul style="list-style-type: none"> × 翌年度精算となり会計年度がまたがる ○ 各種情報がシステム内に一元化されることにより税額確定に係る業務が削減 	(現行方式と変わらず) <ul style="list-style-type: none"> × 官公署が個人の各種情報を入手し活用することに対する理解を得る必要
共通システム方式 (案3の③)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所得税・住民税ともに年末調整が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 正確に情報を反映した申告がされることにより税額確定に係る業務が削減 	<ul style="list-style-type: none"> × ワンストップで簡易な方式(申告データの自動取込・反映)だが申告が必須 ○ 申告による納税者意識の涵養

デジタル化の進展によるシステムの活用

- 住民税の現年（源泉）徴収に伴い大幅に増加する税額精算の業務負担を、システムの活用により低減する。
- また、税額の確定には、各種控除情報・所得情報が必要となるが、システムの活用により、各種控除情報や所得情報の把握が簡便になることで、事務処理負担の効率化・事務負担の軽減が図られる。

【税額の確定】

（各種控除情報）

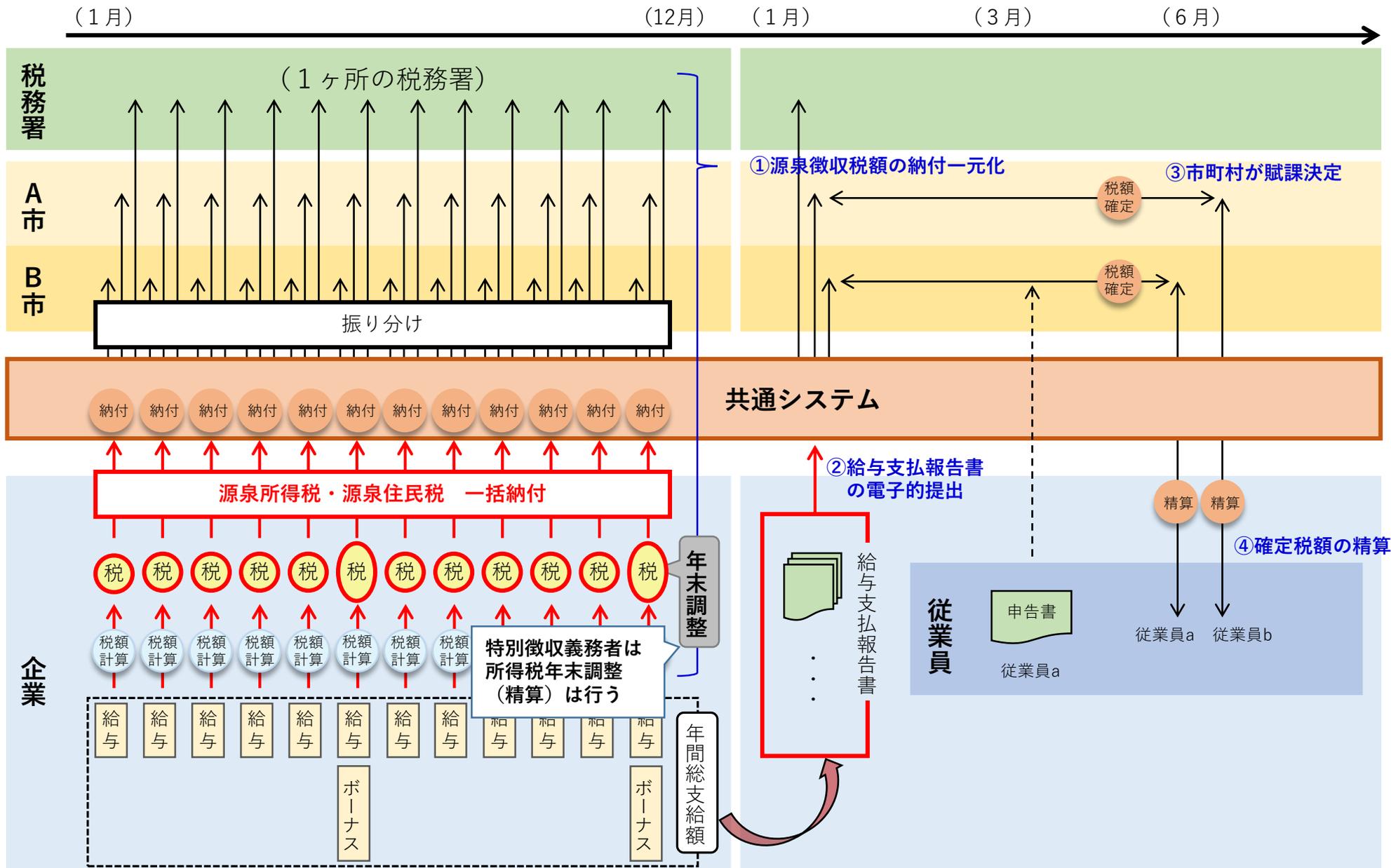
- 所得税の年末調整（各種控除情報）を加味した給与支払報告書を活用して、**市町村が税額確定** 案3①
- **マイナンバーの仕組みで個人別に集約された各種控除情報のデータ連携**（入力）の促進（制度化）、その情報を活用
 - この情報をもとに **課税庁（市町村等）が税額決定** 案3②
 - 納税者本人が簡便な申告をして税額決定** 案3③

（所得・源泉税額情報の把握）

- 特別徴収義務者が、給与支払報告書（所得情報・源泉徴収税額情報）を、12か月分徴収後、**年1回**共通システムに提出
- 特別徴収義務者が、給与支払報告書（所得情報・源泉徴収税額情報）を、毎月の源泉徴収と同時に、**月1回**共通システムに提出

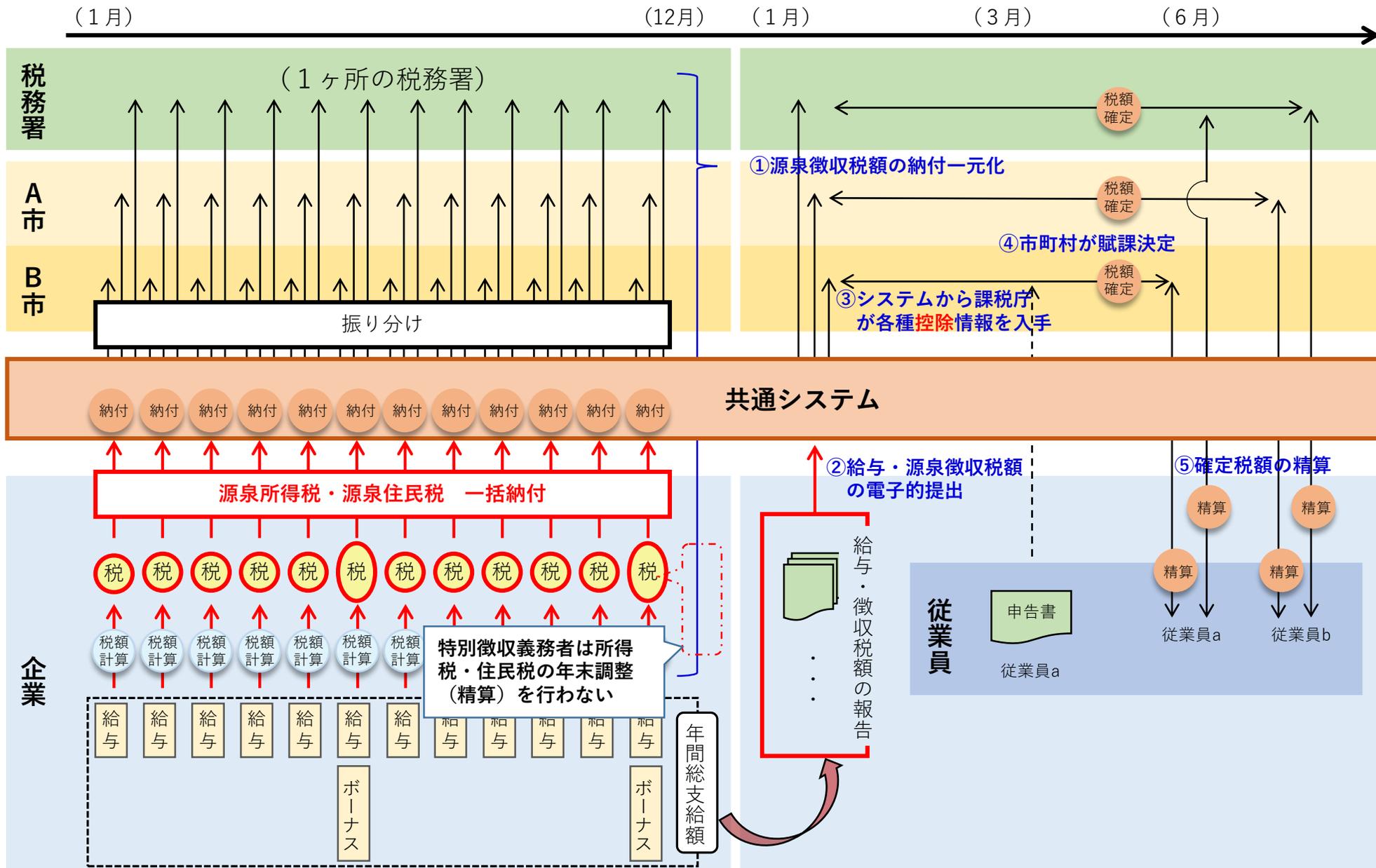
事務フローのイメージ図 源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案3①）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：市町村が納税者とシステムを介して行う



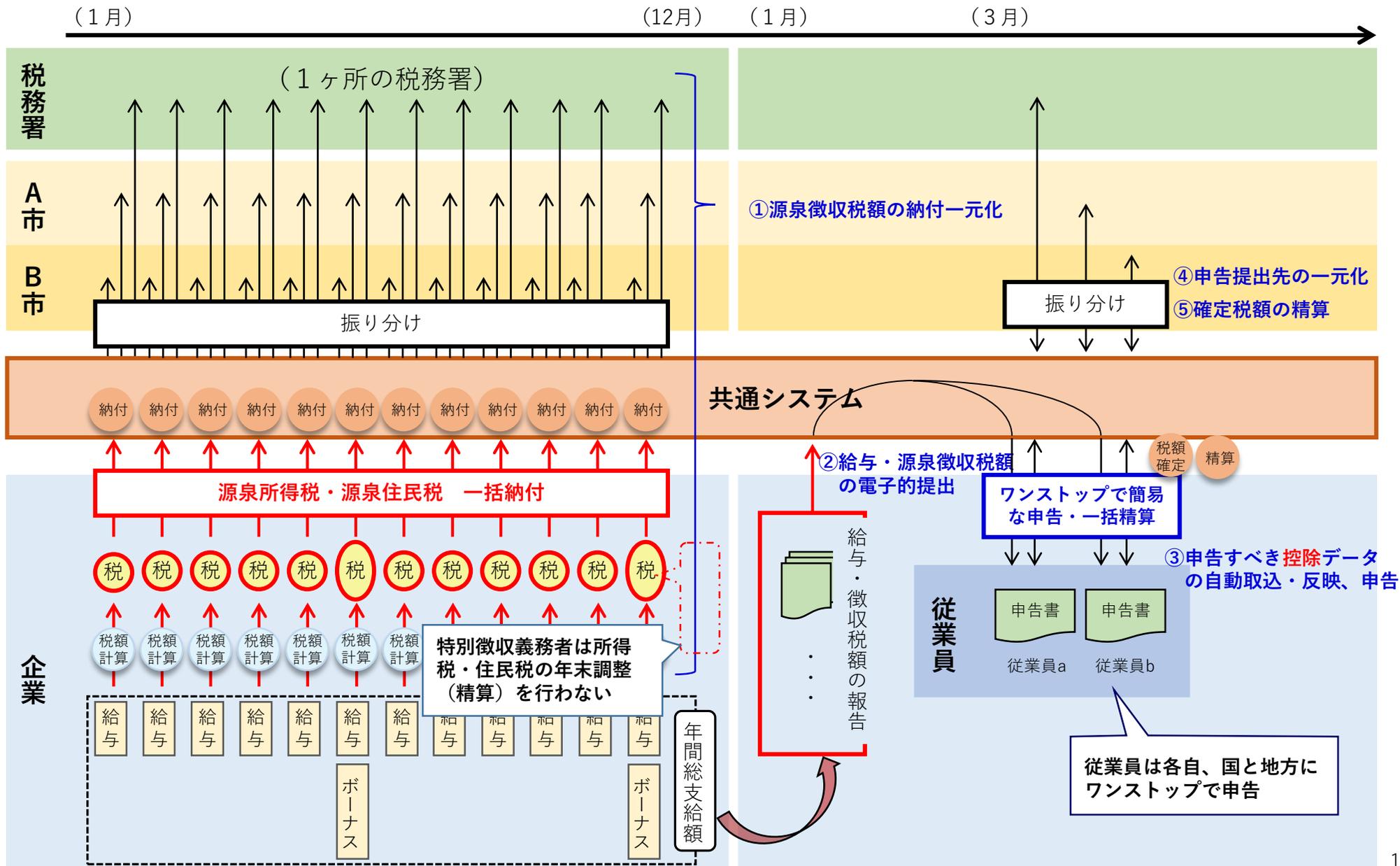
事務フローのイメージ図 源泉徴収・市町村賦課・システム精算方式（案3②）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：市町村（賦課課税） ③精算：市町村が納税者とシステムを介して行う



事務フローのイメージ図 源泉徴収・納税者簡易申告・システム精算方式（案3③）（給与所得者の場合）

①源泉徴収：有り ②税額確定：全納税者（申告納税） ③精算：全納税者の申告によりシステムを介して行う



まとめと今後の検討に向けて

- 所得税方式・市町村精算方式は、人手を要する**紙処理が前提**で事務負担の増加や偏りは解消されない。
- 今後、**人口減少社会に突入していく中、社会全体の生産性向上**が求められている。そして、現在、**行政においてもマイナポータル等の税務事務のシステム化・デジタル化が進展**している。
- 本分科会は、デジタル化の進展を踏まえ、納税者の所得情報等の把握を可能とし、各団体間を連携する「**共通システム**」の**実現**を想定し、**それを活用した案を提案して検討**を行った。
- 「共通システム」の実現により、人手を要する紙処理を大幅に削減できれば、各当事者が抱える事務負担の軽減や理解が進み、現年課税化に向けて大きく前進する。**将来的な現年課税化の在り方として、共通システム方式を活用した方式案が望ましい**。
- 今般、関係団体ヒアリングにおいて、現年課税化に伴い発生する事務負担の増加にとどまらず、**個人所得課税全体に係る事務負担の軽減も重要な視点**であることが明らかとなった。
- 「**共通システム**」はあらゆる政策の**基礎**になりうる。たとえば、リアルタイムの所得情報等の把握ができ、生活困窮者等への速やかな給付や給付付き税額控除の実現にもつながる。
- 一方、共通システムを**どう実現していくかは検討が必要**であり、また、個人住民税の現年課税化は大きな制度変革になるため、**住民の理解も欠かせない**。
- 給付行政への活用等副次的な効果を含む現年課税化がもたらす**メリットと、実現するためのコストとの比較衡量**により、各当事者が制度の変更に納得できる理由を示していくことが重要である。
- 今後は、**社会状況の変化並びにマイナンバーの普及による税務手続及び企業における税務事務のDX進展を踏まえながら、個人住民税の現年課税化について引き続き検討を進めていく必要がある**。